

令和6年度公共工事関係者連絡会議

令和6年7月17日

須賀川労働基準監督署

監督・安衛課 鈴木 朝日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 労働災害事例
- 3 熱中症対策について
- 4 足場規制の改正等について
- 5 一人親方等の保護について
- 6 働き方改革について



1 建設業の労働災害発生状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 建設業の労働災害発生状況

令和5年の福島県全体の労働災害発生状況（前年比）

○死傷者数は全体的に減少となった。

○建設業においても、死傷者数は減少となったが、依然として死亡災害が生じている状況。

| 福島労働局 | R5年 | | R4年 | | 前年比（死傷者数） | |
|---------|------|--------|------|--------|-----------|-------|
| | 死傷者数 | うち死亡者数 | 死傷者数 | うち死亡者数 | 増減数 | 増減率 |
| 全産業合計 | 2771 | 23 | 4281 | 21 | -1510 | -35.3 |
| 建設業小計 | 358 | 7 | 451 | 11 | -93 | -20.6 |
| 土木工事業 | 122 | 2 | 140 | 7 | -18 | -12.9 |
| 建築工事業 | 153 | 1 | 207 | 2 | -54 | -26.1 |
| その他の建設業 | 83 | 4 | 104 | 2 | -21 | -20.2 |

1 建設業の労働災害発生状況

令和5年の須賀川署管轄内の労働災害発生状況（前年比）

○全業種で死傷者数は減少したが、死亡者数が前年比で倍以上の5件となった。

○建設業全体では死亡者数、死傷者数ともに増減なしとなった。また、**死亡災害が1件発生**した。

| 福島労働局 | R5年 | | R4年 | | 前年比（死傷者数） | |
|---------|------|--------|------|--------|-----------|-------|
| | 死傷者数 | うち死亡者数 | 死傷者数 | うち死亡者数 | 増減数 | 増減率 |
| 全産業合計 | 140 | 5 | 151 | 2 | -11 | -7.3 |
| 建設業小計 | 22 | 1 | 22 | 1 | 0 | 0 |
| 土木工事業 | 6 | 0 | 7 | 1 | -1 | -14.3 |
| 建築工事業 | 9 | 0 | 13 | 0 | -4 | -30.8 |
| その他の建設業 | 7 | 1 | 2 | 0 | 5 | 250 |

2 労働災害事例

ひと、くらし、みらいのために

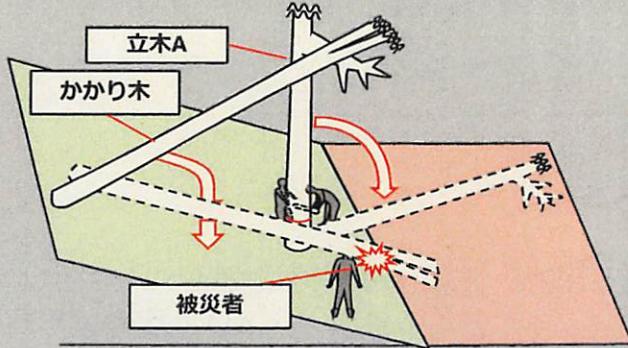


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

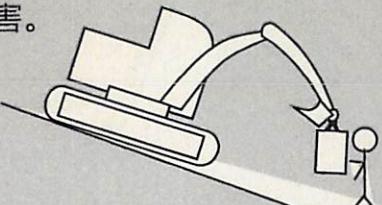
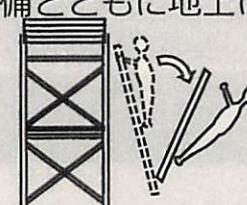
2 労働災害事例

当署管内の労働災害事例（令和5年・建設関係）

| 種類 | 概要 | 対策 |
|-----------|--|--|
| 伐木作業 | <p>立木の伐木作業中、チェーンソーで伐倒していた立木の近くに移動したところ、伐倒木にかかっていたかかり木が抜倒木とともに倒れ、頭部に落下し、死亡した。</p>  | <ul style="list-style-type: none">かかり木がないか事前によく確認する。かかり木がある場合、先にかかり木を処理する。伐木作業中の立入禁止措置及び合図を徹底する。 |
| フォークリフト作業 | <p>フォークリフトを用いて造成された土地を走行していたところ、地盤が緩かったため、沈下して穴ができてしまい、タイヤが穴にはまり、フォークリフトごと転倒したもの。（休業見込み3週間）</p> | <ul style="list-style-type: none">転倒・転落を防ぐため、運行経路について必要な幅員を保持する、地盤沈下を防止する、路肩の崩壊を防止する等の措置を講じる。 |
| 墜落災害 | <p>木造建築現場での、高さ2.9mからの墜落。墜落制止用器具は着用しておらず、落下防止ネットを施工の妨げになると思い、一時的に外していた際の事故であった。（休業見込み3か月）</p> | <ul style="list-style-type: none">墜落制止用器具の着用状況等を確認する。 |

2 労働災害事例

当署管内の労働災害事例（その他）

| 種類 | 概要 | 対策 |
|-------------------|---|---|
| 建設重機 (移動式クレーン) | <p>傾斜地にバックホウ（※）を停め、ブームを伸ばして吊り下げた大型土のうを所定の位置に降ろそうとしたところ、バックホウが傾いて前方に転倒し、降ろす位置付近で待機していた被災者に吊り金具が当たった。（休業7日） ※クレーンモード時におきた災害。</p>  | <ul style="list-style-type: none">・地盤が緩んだ傾斜地など転倒のおそれのある場所での作業を行わない。・どうしても作業の必要がある場合、必要な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設してその上で作業する。・傾斜地で作業する場合、通常と同じ荷重・回転半径であっても転倒しやすいことを考慮する。 |
| 昇降設備 | <p>高さ2メートルの位置に仮設機材を積む作業を、固定されていない昇降設備に上って行っていたところ、足を踏み外し、弾みで昇降設備とともに地上に墜落して脚を骨折した。（休業60日）</p>  | <ul style="list-style-type: none">・昇降設備を固定する。 |
| 脚立作業 | <p>高所に掲示していたポスターをはがすため、高さ1.2メートルの脚立の天板に乗ったところ、バランスを崩して転落し、ひざを打撲した。（休業60日）</p> <p>※この事例は建設業ではありませんでしたが、起こり得るので紹介します。</p>  | <ul style="list-style-type: none">・後半で脚立作業、はしご作業時の注意点をご紹介します。 |

3 熱中症対策について

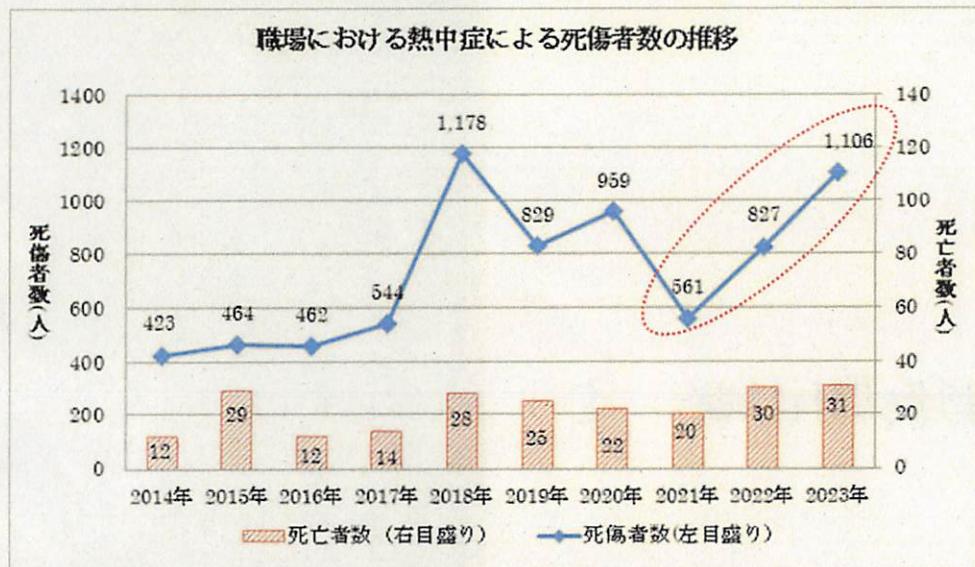
ひと、くらし、みらいのために



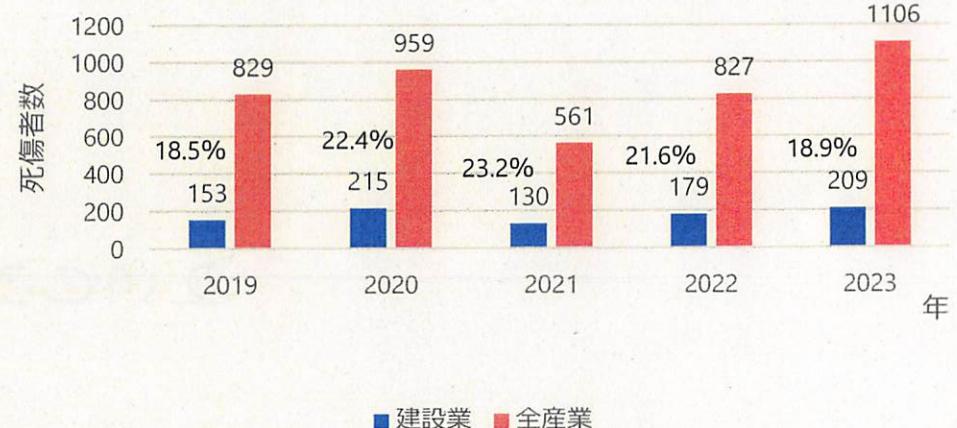
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 熱中症対策について

全国的にみても、熱中症による死傷者数は依然高水準で、直近3年では増加傾向！

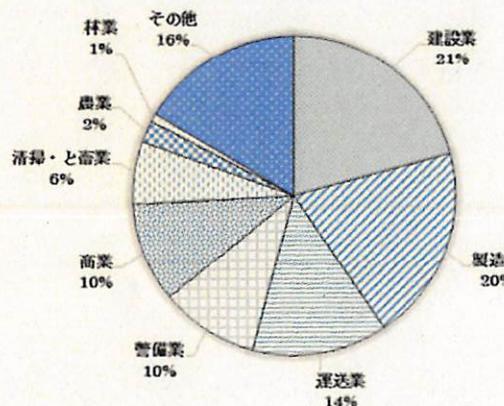


直近5年間の熱中症による死傷者数の状況



全国的にみた、建設業における熱中症の状況

- ①直近5年間で全国の熱中症による死傷者数4,282人のうち、建設業だけで886人（20.7%）と**最多**！
- ②同様に死者数でみると、全国で128人のうち、建設業で54人（42.2%）で**最多**！



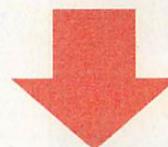
3 熱中症対策について

全国での熱中症事例の分析

5 2023年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は31件で、被災者は男性30名、女性1名であった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかつた事例が28件あった。
- ・暑さ指数(WBGT)の把握を確認できなかつた事例が25件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかつた事例が18件あつた。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は12件あつた。



分析や事例を
踏まえつつ…

○考えられる対策

- ・初期症状の把握から緊急時の対応までの**体制をあらかじめ整備**しておく！
- ・**WBGT値を把握**し、必要な対策を講じる！
- ・労働者の状況に応じた、**暑熱順化も含めた労働衛生教育の実施**！
→通常、新規入場者教育等のなかで年齢、健康診断結果の状況や経験年数等を把握していると思われるの
で、これらの特性を踏まえつつ、必要な知識の教育と暑熱順化を行う！

- ・発生時間別だと、**15時台が最多**で次いで**11時台が多い**。作業終了後に帰宅してから悪化したケースも見られた。
→休憩明けなど、休憩をとっていても被災しているケースもある。
- ・年齢別だと、全体の**約5割が50歳以上**。
- ・事例を見ると、横たわっているところを後で発見されるケースも多い→**単独作業**？

3 熱中症対策について

7月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間です！

①暑さの把握と評価

JIS規格品（黒球付き）のWBGT指數計で、作業場所のWBGT値を測定してください。



②測定した暑さ指数に応じて対策

WBGT値が高い状況でやむを得ず作業を行う場合には、通常の熱中症予防措置に加えて、プレクーリング
※（水道水で約15分手足を冷やす等）を実施してください。

屋内作業でも、塩分・水分を用意し、作業場所には工アコンを設置して使用する等、熱中症予防を実施してください。

※プレクーリングとは、作業前に深部体温を下げて熱中症を予防することです。

福島労働局 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
令和5年は休業4日以上の熱中症が25件発生
(福島労働局管内)

準備 キャンペーン期間 4月 5月 6月 7月 8月 9月
重点取組

●令和5年中に福島県内で発生した熱中症による労働災害は、死亡者数は0人でしたが、休業4日以上の死傷者は25人で、令和4年と比べ11人増加しました。
●厚生労働省では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための要点的な取組を進めています。
●熱中症を予防するため、
①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備
②暑熱耐化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
③WBGT値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施
などに取り組みましょう。

QRコード
キャンペーン実施基準

福島県における熱中症による労働災害発生状況

| 年 | 休業4日以上の死傷者数(人) | 内、死亡者数(人) | 7・8月の最高気温の平均値(℃) |
|-------|----------------|-----------|------------------|
| 平成25年 | 4 | 0 | 30.2 |
| 26年 | 18 | 1 | 30.1 |
| 27年 | 19 | 3 | 29.4 |
| 28年 | 11 | 1 | 30.1 |
| 29年 | 12 | 0 | 29.7 |
| 令和元年 | 25 | 0 | 32.5 |
| 2年 | 18 | 3 | 29.8 |
| 3年 | 20 | 1 | 30.1 |
| 4年 | 9 | 0 | 30.2 |
| 5年 | 14 | 0 | 30.8 |
| | 25 | 0 | 34.0 |

令和5年 热中症災害発生事例の抜粋

| 番号 | 発生月 | 業種 | 被災者 | 発生状況 |
|----|-----|-----|--------|--|
| 1 | 7月 | 製造業 | 女 40歳代 | 工場内で熱処理加工の作業を行っていたところ、発熱、頭痛及び吐き気の症状が現れた。 |
| 2 | 8月 | 建設業 | 男 50歳代 | 解体工事作業中にめまいの症状が現れ、本院で休憩していたが意識を失い倒れた。 |
| 3 | 8月 | 警備業 | 男 60歳代 | 夏祭り会場周辺の警備業務中、暑さのため意識がもうろうとなつた。 |

福島労働局・労働基準監視署 (R6.5)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指數計で暑さ指數を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指數（環境省）を参考とすることも有効



STEP 2 測定した暑さ指數に応じて以下の対策を徹底

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指數の低減 | 準備期間に検討した設備対策を実施 |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 | 準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> 服装 | 準備期間に検討した服装を着用 |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 | 作業計画に基づき、暑さ指數に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> 暑熱耐化への対応 | 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意 |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 | 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） |
| <input type="checkbox"/> プレクーリング | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減 |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理 | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 |
| <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> 异常時の措置 | 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない |

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指數の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指數に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 休調不良の者に異常を認めたときは、説教することなく救急隊を要請

3 熱中症対策について

暑さ指数を把握する方法（環境省 熱中症予防情報サイト）

English | 中文简体 | 中文繁体 | 한국어 | モバイル版 | 開拓版 | 環境省

熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 热中症特別警戒情報 热中症警戒情報 暑さ指数について 热中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組 お知らせ一覧 メンテナンス情報 お問い合わせ (平日9:00~17:00)

熱中症警戒アラート を発表しました [地図を表示]

お知らせ

※令和6年度の暑さ指数(WBGT)及び熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報提供を、4月24日(水)から開始しました。「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス」「暑さ指数のメール配信サービス」「暑さ指数予測値等電子情報提供サービス」についても、サービスを開始しております。また、LINE公式アカウント「環境省」による情報提供についてもご利用いただけます。

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)・熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)
発表状況

6月24日(月)17時発表

きょう[6月24日] あす[6月25日]

最高暑さ指数(予測値)31以上

熱中症特別警戒アラート 発表なし
熱中症警戒アラート 発表中

昼間の日最高暑さ指数(WBGT)の活用例

(1) 赤色 の期間(暑さ指数が31以上)をチェックする
赤色は、熱中症の発生が危険なレベルとなっていた期間です。
暑さ指数(WBGT)がこのような基準になった場合は、屋外での活動をなるべく避けることが必要です。また、イベントの中止なども想定した準備体制が必要になります。可能であれば、事前にこの時期の開催を避けるようにしましょう。

(2) オレンジ色 の期間(暑さ指数が28以上)をチェックする
オレンジ色は、熱中症の発生に最も危険なレベルとなっていた期間です。
強い日射を防ぐ対策や水分補給、適切な休憩などを考慮するとともに、熱中症が発生した場合の応急処置や連絡体制の確立など、十分な準備を行う必要があります。

(3) 黄色 の期間(暑さ指数が25以上)をチェックする
黄色は、熱中症の発生に警戒が必要なレベルとなっていた期間です。
激しい運動や作業を行う場合は定期的に休息を取り、水分を十分に補給することが必要となりますので、それに配慮したイベントの運営計画が必要になります。

(4) 急に暑くなっている期間がないかチェックする
暑くなりはじめめる時期や、急に暑くなった場合は、身体が暑さに慣れていないため、熱中症の発生件数が増加する傾向があります。
このカレンダーで、青色や水色から黄色やオレンジ色に変わっているかどうかチェックしてください。

現地で測るのが一番ですが、環境省のサイトでも代表地点で把握は可能です。
警戒アラートも出されています。
過去データも参照できます。



例えば、2023年の郡山地点で調べてみると・・・

| 郡山 | 黄色 | 橙 | 赤 |
|----|----|----|----|
| 7月 | 8 | 15 | 8 |
| 8月 | 0 | 15 | 16 |
| 9月 | 6 | 13 | 2 |

8月は半分以上が
危険なレベル！！

過去のデータも参考
に、いつから暑くなる
か事前に予想しなが
ら、熱中症対策に取り
組みましょう！

3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 職業・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧

安全衛生関係リーフレット等一覧

安全衛生 安全 労働衛生 化学物質 免許證 その他

教材・資料・その他

| 題名 | ページ数 | 作成等年月日 |
|-------------------------|------|--------|
| 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド【6.7MB】 | 94頁 | 令和5年3月 |

クリックしてダウンロード！
熱中症対策がわかりやすく
まとめられています。



本資料を抜粋しつつ、どんな対策が必要か見てみましょう。

3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

Q 作業員の様子がおかしかったらどうする？

4 「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの ○ 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら…



①
②
③ 救急搬送▼生還

「あやまつた行動」 現場で作業員が倒れたときの X 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが…



①
②
③ 救急搬送▼心肺停止

すぐに119番▶水をかけ、全身を『急速冷却』！

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

○本人や周りが少しでも異変を感じたら、一旦作業は中止する。

病院搬送や症状によっては救急要請する。

○自覚症状がなく、本人は大丈夫と言っている場合でも周囲が判断する。

○搬送や救急隊到着までの間は、周囲が水分・塩分の摂取、衣服を脱がせ水をかけるなどの急速冷却等の体温低減措置に努める。

○一人きりにせず、誰かが様子を観察する。

いざというときに対応できるよう、
緊急搬送先や緊急時の対応を
あらかじめ確認しておき、
作業員にも周知しましょう！

3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

Q 健康管理でチェックすることは？

①前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに

⚠️ 飲みすぎた翌日は、アルコールの利尿作用で脱水状態になる



- ぐっすり眠る

⚠️ 夏は寝苦しくて、睡眠時間が短くなりやすい



- 热中症警戒アラートの確認

夕方に発表された場合、状況次第で翌日の作業の見直しを検討

p35参照



②仕事前のチェック（管理者▶作業者）

- よく眠れたか

⚠️ 寝不足だと体温調整機能が低下

- 食事をしたか

⚠️ 食事で水分・塩分・糖質などを摂取 次頁参照

- 体調は良いか

⚠️ 持病のある人には「服薬確認」も

- 二日酔いしていないか

⚠️ 二日酔いの場合は、すでに脱水状態

热中症警戒アラートの確認

5:00 当日の朝アラートが発表された場合
状況次第で作業の段取りを見直す p35参照

事業主・管理者の方へ
ファン付き作業服の充電を忘れずに

③仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う

⚠️ 一人作業の場合、周囲の人方が声をかける



- 監督者は現場パトロール

⚠️ 作業員に声をかけ、安全確保に努める



- 水分・塩分の補給

⚠️ のどが渇いていなくても、こまめに水分と塩分を摂る



- こまめに休憩

⚠️ 休憩中にできるだけ身体を冷やす



○当日の朝食未接種、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認し、巡回の頻度を増やす。

また、これらが熱中症の発症に影響を及ぼすことを普段から指導・教育し、労働者自身が早期に気づくことができるよう

にする。

○職場巡回を頻繁に行い、声かけなど健康状態を確認。また、水分・塩分補給の状況も確認する。

○単独での長時間労働を避け、複数でお互いの状態を留意するよう指導する。

○異変を感じたら躊躇せず、申し出るよう指導する。

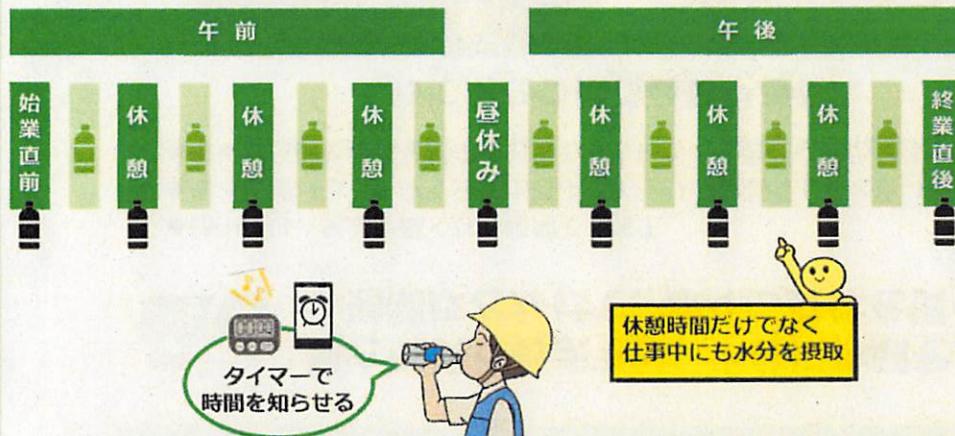
3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

Q 水分補給で気を付けることは？

➡ 水分補給のタイミング

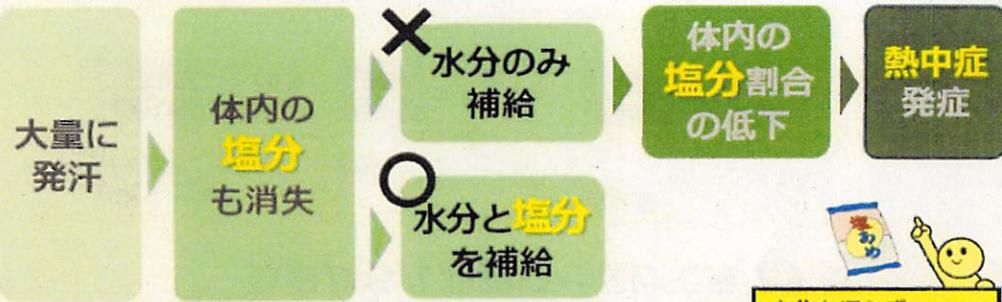
一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



水分補給も、大切な仕事！

➡ 水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに
コップ1杯(200ml)程度飲む

次頁参照

○のどの渴きの自覚症状にかかわらず、水分及び塩分を、作業前後及び作業中定期的に行う。

○管理者が水分・塩分の摂取状況を確認する表を作成して巡視において確認する、水分・塩分を常備するなどの工夫が可能。

○尿の回数が少ないまたは普段より色が濃い場合、水分不足の可能性があることを周知する。

3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

Q 暑熱順化のやり方は？

2. 暑熱順化（暑さに慣れる）



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

⚠ 長期休暇あけの人

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする
数日から2週間ほど続けて完了する

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



○暑熱順化の有無で熱中症リスクは大きく異なる。

○暑さが本格化する前に、作業時間を徐々に伸ばすなど調整が必要。

○個々の状況を確認し、必要に応じて暑熱順化期間の延長や追加の暑熱順化を行う。

○暑熱順化は職場以外でも、個人の活動で、無理のない範囲で可能。

3 熱中症対策について

具体的な取り組み（資料から抜粋してご紹介）

取り組み例は？

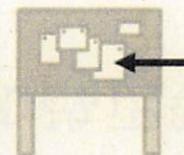
1. 皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

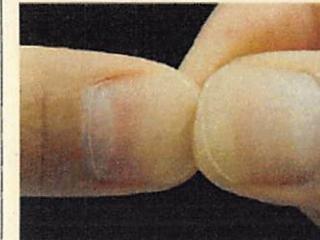
2. 爪押して「隠れ脱水症」チェック



熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』の見つけ方

爪押してセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかる場合は脱水症を起こしている可能性があります

○脱水状態を簡易的にチェックする方法が挙げられています。

このほかにも休憩所や水分補給、端末を用いた体調の見える化などの事例も紹介されています！

4 足場規制の改正等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4 足場規制の改正等について

足場からの墜落防止措置が強化され、令和5年10月1日（一部は令和6年4月1日）から順次施行しています。

（改正内容）

①一側足場の使用範囲の明確化（R6年4月1日施行）

☞幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。

※幅が1メートル未満でも、可能な限り本足場を使用してください。

「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」には、本足場を使用しなくても差し支えありません。（詳細は次のページで説明します。）

②足場の点検者の指名（R5年10月1日施行）

☞事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要があります。

＜指名の方法＞

「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の氏名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法

＜点検者＞

十分な知識・経験を有する者（※）を指名することが適切であり、「足場の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましい。

③足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存（R5年10月1日施行）

☞足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存する必要があります。

※十分な知識・経験を有する者の例

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

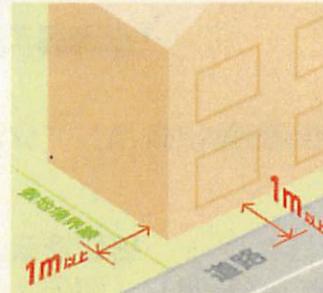
4 足場規制の改正等について

本足場使用の例外

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

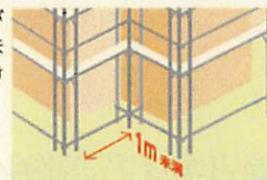


「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

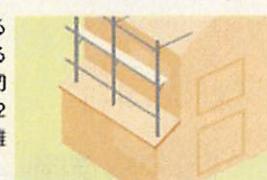
- ・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



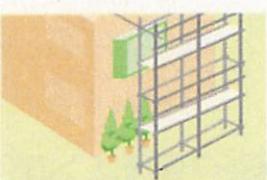
- ・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凸凹等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動搖や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



*図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

4 足場規制の改正等について

足場の種類別点検チェックリスト（様式例）

| 足場等点検チェックリスト | | | | |
|--|----------------------------|--------|----------|---------|
| (資料) | | | | |
| 足場等の種類別点検チェックリスト（注1）足場用一(注1) | | | | |
| 工事名（ 事業者名（ 点検者氏名（ 点検実施理由（ 年月日 点検実施理由（ 悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細 足場等の用途、種類、概要） | 工期（ ～ ）（注2） ）（注3） | | | |
| ）（注4） ）（注5） | | | | |
| 点検事項（注6） | 点 検 の 内 容（注7） | 良否（注8） | 是正内容（注9） | 確認（注10） |
| 1 床材の損傷、取付け及び接着しの状態 | | | | |
| 2 緯地、布、脱木等の繋結部、接続部及び取付部の詰みの状態 | | | | |
| 3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態 | | | | |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無（注11） | | | | |
| 5 脱木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無 | | | | |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態 | | | | |
| 7 手すり、控え、埋つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 | | | | |
| 8 緯地、布及び脱木の損傷の有無 | | | | |
| 9 突りょうとつり革との取付部の状態及びつり装置の壊れの機能 | | | | |

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび繋結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路等に關してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成審査者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」又は建設業労働災害防止協議会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄には、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号まで又は第655条第1項の第2号のイからリまでの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画どおりかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確實に実施するための具体的な内容を、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法及び是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わるものを行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、單に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるかについても、入念に点検する必要があること。

4 足場規制の改正等について

足場の種類別点検チェックリスト（わく組足場、単管足場用の見本）

点検の内容例 一わく組足場用

| 点検項目 | 点 檢 の 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 1 床材の損傷、取付け及び接渡しの状態 | ①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か ⑤床付き布伸は建わくに隙間なく設置されているか ⑥・・・・・ |
| 2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | ①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②疊わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤・・・・・ |
| 3 繫結材及び繫結金具の損傷及び腐食の状態 | ①繫結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②握手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・・ |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び取外し脱落の有無 | ①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか ③交さ筋かいビンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・ |
| 5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無 | ①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で繋結されているか ⑤防網はつり綱で確実に繋結されているか ⑥・・・・・ |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態 | ①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで繋結されているか ⑤・・・・・ |
| 7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 | ①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで繋結されているか ⑤・・・・・ |
| 8 建地、布及び腕木の損傷の有無 | ①建わく、布わく、交さ筋かいに変形、損傷はないか ②・・・・・ |
| 9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 | |

※ ④についての点検は、次に掲げる場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

別表

点検の内容例 一単管足場用

| 点検項目 | 点 檢 の 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 1 床材の損傷、取付け及び接渡しの状態 | ①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か ⑤床材は建わくとの間に時間をつくらないよう設置されているか ⑥・・・・・ |
| 2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | ①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用繋結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ⑤・・・・・ |
| 3 繫結材及び繫結金具の損傷及び腐食の状態 | ①繫結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②握手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・ |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無 | ①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・ |
| 5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無 | ①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で繋結されているか ⑤防網はつり綱で確実に繋結されているか ⑥・・・・・ |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態 | ①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで繋結されているか ⑤・・・・・ |
| 7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 | ①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで繋結されているか ⑤・・・・・ |
| 8 建地、布及び腕木の損傷の有無 | ①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・ |
| 9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 | |

※

④についての点検は、次に掲げる場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

4 足場規制の改正等について

足場の種類別点検チェックリスト（くさび緊結式足場、つり（棚）足場用の見本）

点検の内容例 ーくさび緊結式足場用ー

| 点検事項 | 点 檢 の 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 | ①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材と布わくは外止めが確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（狭）か ⑤床材は建地との間に隙間をつくらないよう設置されているか ⑥・・・・・ |
| 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | ①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ⑥・・・・・ |
| 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 | ①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②締手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・ |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無 | ①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥裏面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・ |
| 5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無 | ①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・ |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態 | ①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・ |
| 7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 | ①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・ |
| 8 建地、布及び腕木の損傷の有無 | ①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・ |
| 9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の垂止めの機能 | ①突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の垂止めの機能 ②・・・・・ |

※

- 1 (4)についての点検は、次に掲げる場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。
 - (1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合
 - (2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合
 - また、はり間方向における建地の内法幅が 64 センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成 27 年 7 月 1 日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

点検の内容例 ーつり（棚）足場用ー

| 点検事項 | 点 檢 の 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 1 床材の損傷、取付け及び掛け渡しの状態 | ①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は隙間なく設置されているか ⑤・・・・・ |
| 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 | ①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④・・・・・ |
| 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 | ①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②・・・・・ |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無 | ①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥・・・・・ |
| 5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無 | ①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網等は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・ |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態 | ①筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 ②・・・・・ |
| 7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無 | ①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態及び取外しの有無 ②・・・・・ |
| 8 建地、布及び腕木の損傷の有無 | ①チービング等のつり部材、つり元金具、フックに電製、変形、腐食はないか ②つりチービング間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④・・・・・ |
| 9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の垂止めの機能 | ①チービング等のつり部材、つり元金具、フックに電製、変形、腐食はないか ②つりチービング間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④・・・・・ |

4 足場規制の改正等について

はしごや脚立作業でも注意しましょう！

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となつていてる
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

*既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛規第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛規第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

5 一人親方等の保護について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5 一人親方等の保護について

○令和7年4月から、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要な
今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。 28

5 一人親方等の保護について

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

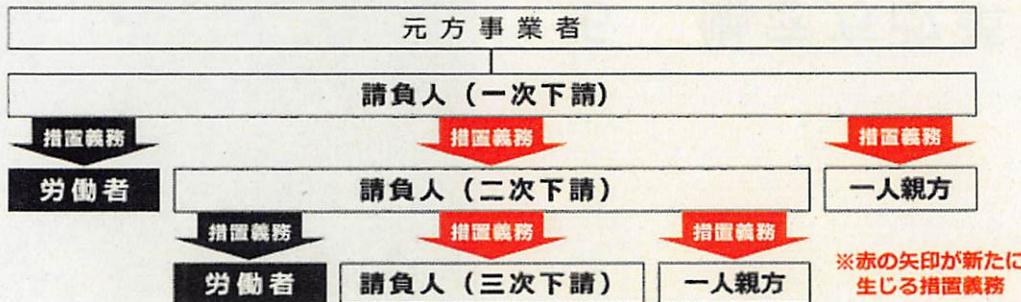
危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～④のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

6 働き方改革について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6 働き方改革について

上限規制の適用猶予が終了しました！

○令和6年4月1日から、建設業についてこれまで猶予されていた時間外労働の上限規制が適用されます。

○そもそも時間外労働とは？

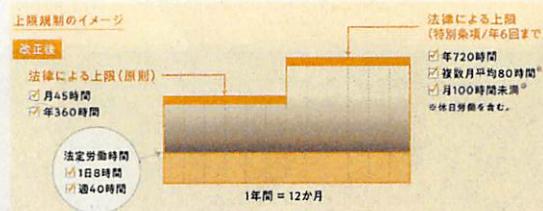
- ☞ 1日8時間又は週40時間を超えた労働が時間外労働
週に少なくとも1日の休日を与えない場合、休日労働
- ☞ 時間外労働や休日労働を行わせる場合、事前に3・6協定を届け出る必要があります、その場合でも、上限規制の適用があります。

○上限規制とは？

- ☞ 時間外労働は原則月45時間、年360時間まで。特別な事情がなければ延長できません。
- ☞ 臨時的な特別の事情があり、労使が合意して**特別条項**を結ぶ場合でも、

- ・ 時間外労働が**年720時間以内**・・・①
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**・・・②
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が
2~6か月平均で80時間以内・・・③
- ・ 時間外労働が月45時間を超えられるのは、
年6回が限度・・・④

☞ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、**時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~6か月平均で80時間以内**にしなければなりません。



○例外は？

- ☞ 建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、上記の②・③の規制が適用されません。
※年720時間の上限と、月45時間を超えられるのは6回が限度という規制は適用されます。

○労働時間の考え方は？

- ☞ 使用者の指揮命令下にある時間で、使用者の明示又は黙示の指示により業務に従事する時間は労働時間です。

☞ 建設業でよく問題になるケースは？

- ・ 指示があれば即座に業務に従事することが求められ、労働から離れることが保障されない**待機等の「手待ち時間」は労働時間**。
- ・ 使用者の指示で業務に必要な**準備・後始末**、義務付けられた所定の服装への**着替え等の時間**は労働時間。
- ・ 参加が義務付けられている**研修や教育訓練の受講時間**は労働時間。
- ・ 直行直帰中などの移動時間で、移動中に指示を受けず、業務に従事せず、移動手段の指示もなく、自由に利用できる場合、労働時間に当たらない。

※一例であり、最終的には個別判断



詳しいことはこのパンフをお読みください！

3・6協定の見本も載っています！

※厚生労働省HPからダウンロードできます。

ご清聴ありがとうございました。